

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年7月19日

東京都作業部会確認年月日 2019年8月7日

事業名 トランスポートデポ、ハブの整備輸送デポ工事等費用（建築・設備）

案件名 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会輸送デポ管理施設等整備工事(若洲輸送デポ)

| 確認の視点 | | 組織委員会の見解 | 備考 |
|---|-----|---|----|
| 経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること | | ・東京2020大会において、IBC/MPC関係者を輸送するバスの輸送デポ（車両基地）となる輸送関連施設の整備費用であり都が負担 | |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | | ・大枠合意において、経費分担に関らず、管理施設等、輸送関連施設の整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC及びIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 | |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 | ・開催都市契約大会運営要件で求められている施設の整備 ・若洲輸送デポの管理施設等の整備 | |
| | 効率性 | ・施設規模等は開催都市契約大会運営要件に基づく。 ・東京都積算基準等に基づき適正に工事費積算している。 | |
| | 納得性 | ・予算内に収まっている。 ・東京都積算基準等に基づき適正に工事費積算している。 | |
| その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること | | ・大枠の合意でその一部を公費負担とされた、都有施設における輸送関連施設の整備であり、公費負担の対象として適切であると考える。 ・V3予算内 | |

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。